

# 税外未収金の不納欠損処分について

環境整備課

## 1 法人の概要

有限会社 松橋住宅（八郎潟町） 産業廃棄物処分業等

## 2 経緯

- 有限会社松橋住宅は、産業廃棄物処分業の許可に係る保管場所以外においても廃棄物の保管を続け、保管廃棄物の飛散、流出による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、県は平成10年9月に保管廃棄物の撤去に係る措置命令を発したが、履行されなかった。
- このため、県は平成10年11月に刑事告発し、同社には50万円の罰金刑が科せられた。
- しかし、その後においても何ら措置が講じられなかったことから、県は（公財）産業廃棄物処理事業振興財団から事業費の1/3の助成を受けて、平成13年1月～3月に、廃棄物処理法の規定に基づく行政代執行により、約1万トンの廃棄物を撤去・処分し、平成13年4月に同社に対して代執行費用について納付命令を行った。
  - ・納付命令額 88,079,810円
  - （うち助成額 29,359,000円）
- この費用については納入期限までに納付されず、県は同社に対して督促を繰り返し行ったものの、履行されなかったことから、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により平成21年8月から同社の預金を差押え、合計146,266円を回収した。
- 平成26年5月には同社代表者が死亡し、同社には処分する財産もなかったことから、国税徴収法第153条第1項第1号の規定により、平成27年1月30日に滞納処分の執行の停止を行った。
- 国税徴収法第153条第4項の規定では、滞納処分の執行停止の期間が3年間継続したときは、その債権の納付義務が消滅するとされており、平成30年1月31日に当該債権が消滅したことから、秋田県財務規則第389条第1項第5号の規定により不納欠損処分を行うものである。

なお、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団からは当該処分の同意を得ている。

## 3 不納欠損処分の額

87,933,544円

（88,079,810円（納付命令額）－146,266円（徴収済額））